

奈良勤労者山岳会規約

第1章 総則

第1条 本会は、奈良勤労者山岳会と称し日本勤労者山岳連盟に団体加盟し、事務局を奈良県大和郡山市綿町31番地に置く。

[補則] 住所の記載については、総会の議決によらず変更することができるものとする。

第2条 本会は、登山の愛好者の個人加入とする。

第2章 会員

第3条 本会の規約および諸規定等を認め、定められた入会費、会費を納め所定の手続きを取れば誰でも会員になることができる。

第4条 会員は本会のすべての活動に参加する事ができる。但し、理由なく3ヶ月以上会費を納めない場合は、会員の資格を失う。退会する時は、会にその旨を書面にて通知し、会員証は返却する。

第5条 すべての会員は以下について、積極的に協力、参加しなければならない。

- ・ 専門部、委員会などに参加し、会の運営・活動に携わること
- ・ 会役員の指名を受けた場合は、協力すること
- ・ 総会、会・連盟など主催の行事、教育・訓練などの会活動
- ・ 山岳事故に対する救助、搜索活動については、各人の能力、体力の範囲内において出来る限りの協力を行うこと
- ・ 会が定めた規約、規定に従うこと

第3章 目的及び事業

第6条 本会は、次のことを目的とする。日本勤労者山岳連盟の趣意書の立場で登山、ハイキング等を広く人々のものとし 会員相互の交流をはかり、健全な登山思想、スポーツ観及び技術の普及、向上、発展をはかる。

第7条 本会の前条の目的を達成する為、会員自身の運営により次の事業を行う。

- ・ 定例山行及び登山にかかわる教育、指導等
- ・ 遭難の予防と救助活動
- ・ 登山、ハイキング等についての講習会、講座、報告会等の開設
- ・ 職場や地域での活動を盛んにし、山や自然に親しむ為の諸活動
- ・ 会ニュース、パンフレット、機関誌の発行と連盟機関誌、インターネット等の活用
- ・ 連盟その他関係団体との協力

第4章 機関と役員

第8条 本会は次の機関を置く。

総会

この会の最高議決機関であり、毎年1回を原則として、会長が招集する。尚、運営委員会が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

総会の決定は、出席者の過半数をもって行う。

総会は、会員の3分の2以上の出席（含む委任状）によって成立する。

総会は、毎年3月とする。

運営委員会

総会に次ぐ議決機関であり、執行機関である。

当委員会は、会長、副会長、事務局、会計、運営委員で構成し、毎月1回以上会長が招集し、会務を決議執行する。

また、会の目的を遂行するに必要な専門部・委員会の設置、及び任務は、運営委員会で決定する。

遭難対策委員会

会長、副会長、事務局長、遭難対策を担当する専門部運営委員等で構成し、事故の処理の会務を決定し執行する。

専門部・委員会

会活動を遂行するため、教育、自然保護、機関誌及びその他必要な活動のために、専門部または委員会を設置する。各専門部・委員会はそれぞれで活動を計画し実行する。

専門部、委員会の代表者は、会の運営委員として、運営委員会でその活動計画および活動内容を報告し、会活動全体との整合を図る。

県連活動への役員派遣

当会などが構成している奈良県勤労者山岳連盟へ、当会より役員を派遣し、活動を支える。

第9条 役員は、次の通りとする。

運営委員会構成役員

会長 1名
副会長 若干名
事務局長 1名
会計 1名
運営委員 数名

会計監査 1名

県連役員 数名

役員及び会計監査は、総会で選出し任期は次の定期総会までとし、再任を妨げない。又、役員の補充は運営委員会で決定し、任期は残期間とする。

第10条 会と県連の役員及び会計監査は、全会員を対象に選出し、選出方法は、別途規定を設ける。

第5章 財政

第11条 本会の経費は、入会金、会費、その他でまかなう。

第12条 本会の会計年度は3月1日から2月末までとし、会計報告は総会のつど行い、総会の承認を必要とする。

第13条 会費は年額7200円とし、1年分の前納制とする。新たに入会した会員は、入会月よ

り2月分まで1月当たり600円と入会金500円の合計を一括して支払う。途中で退会した場合は、会費は返還しない。

第6章 附則

- 第14条 運営委員会は、規約に定めてない事項については規約の精神に基づいて処理する。
- 第15条 本会の規律と秩序を保持する為、山行規定、山行時の車両利用に関する規定、子鹿基金規定、役員選出規定を別に定める。
- 第16条 本規約は、1969年9月1日より実施する。

1975年6月22日改正

1976年6月20日改正

1978年3月26日改正

1981年3月29日改正

1982年3月28日改正

1990年3月25日改正

1999年3月28日改正

2013年3月31日改正

2014年3月30日改正

2016年3月27日改正

2017年3月26日 1条補足に基づき事務所所在地を変更